

奄美群島森林生態系保護地域に関連する主な地域ルール等

奄美大島・徳之島において問題となっている希少植物・昆虫等の採集、ノヤギやノネコによる植生や希少動物への食害等を抑制するために、以下のような条例が制定されている。

1. 希少野生動植物保護条例（奄美大島 5 市町村、平成 25 年 10 月施行）

植物 35 種、昆虫 10 種、甲殻類 5 種など計 57 種を希少野生動植物として指定し、捕獲や採取、殺傷などを禁じている。合わせて所持や譲渡、譲り受けも禁じ、違反者には 1 年以下の懲役、50 万円以下の罰金。

2. 希少野生動植物保護条例（徳之島 3 町、平成 24 年 9 月施行）

徳之島の 26 種を指定希少野生動植物に指定し、採取等を禁じている。違反者には 1 年以下の懲役、50 万円以下の罰金。

現在は植物のみの種指定であるが、奄美大島での動植物の種指定をうけて、追加指定が検討されている。

3. 山羊放し飼い防止条例（奄美大島 5 市町村、平成 20 年 6 月施行）

ヤギの飼い主の管理責任を明確化。小屋や柵の中で飼育し、首輪などで所有者を明示することや、市町村長への飼育状況の報告を課した。罰則規定はないが、違反した場合は自治体が指導勧告を行い、従わなければ「野ヤギ」と見なすことができる。

4. 飼い猫の適正飼養条例（奄美大島 5 市町村、平成 23 年 10 月施行）

飼い猫の登録義務や遺棄の禁止、野良猫への餌やりの抑制、マイクロチップ装着を努力義務としている。徳之島においても条例の制定が現在検討されている。